

## 議案第10号

### 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程(案)

#### (目的)

- 第1条 この規程は本会において行う会長**候補者**及び監事の選挙を適正に管理・運営するために定める。
- 2 前項の選挙の執行にあたっては、本会の定款に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

#### (選挙期日等の告示)

- 第2条 選挙管理委員会は、選挙の行われる日の20日前までに、選挙を行う日及び候補者の届出締め切り日等を、本会の会誌等に掲載して会員に周知しなければならない。

#### (被選挙権)

- 第3条 正会員A、正会員Bは、会長**候補者**、監事の候補者になることができる。ただし、選挙を行う年の1月31日までに正式に入会手続を完了した上記会員とする。

#### (立候補の届出)

- 第4条 前条により候補者になろうとする者は、選挙の告示のあった日から10日目の午後5時までに、選挙管理委員会の定めた文書により、届け出なければならない。
- 2 前項の届出の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、本会の事務局において行う。
- 3 郵送による届出は、締切日時までに、本会の事務局に到着したものをもって有効とする。

#### (候補者推薦の届出)

- 第5条 正会員A、正会員Bは、5名以上が連署して、正会員A、正会員Bを候補者に推薦することができる。ただし、同一会員が推薦できる候補者の数は、会長**候補者**は1名、監事は2名以内とする。
- 2 前項により候補者を推薦しようとするときは、選挙管理委員会の定めた文書に被推薦者の承諾書を添えて、届け出なければならない。
- 3 選挙管理委員は、推薦者になることができない。

#### (選挙管理委員の立候補禁止)

- 第6条 選挙管理委員が候補者になるときは、選挙の行われる日の20日前までに、委員を辞任しなければならない。

#### (候補者の辞任)

- 第7条 届け出後に候補者を辞退しようとするときは、選挙を行う日の2日前までに、候補者本人の署名捺印のある文書により、選挙管理委員会に届け出なければならない。

#### (候補者一覧表の作成と送付)

- 第8条 選挙管理委員会は、届け出を締め切ったときは、速やかに候補者の資格を審査し、適格者を定め、代議員に通知するものとする。
- 2 前項の通知は、文書によるものとし、候補者の順位は受け付け順とする。

(投票権者と投票の方法)

第9条 投票権者は、投票を行うため、選挙長が議場の閉鎖を命じたとき、議場内にいる代議員とする。

- 2 投票は、別に定める投票用紙により、選ぶべき員数が1人のときは単記無記名投票によって、2人以上のときは選ぶべき員数の連記無記名投票によって行う。
- 3 連記無記名投票については、記号式投票によることができる。

(無効投票及び投票の効力)

第10条 次の投票は無効にする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
  - (2) 候補者以外の氏名が記載されたもの
  - (3) 候補者の氏名が確認し難いもの
  - (4) 同一候補者の氏名が複数記載されたもの
  - (5) 連記投票の際、選出すべき員数を超えた候補者の氏名が記載されたもの
- 2 連記投票の際、選出すべき員数に満たない候補者の氏名しか記載されていない投票は、有効とする。
  - 3 同一の氏または名の候補者が2人以上ある選挙において、その氏または名のみを記載した投票は有効とし、当該候補者のその他の有効得票数に応じて按分する。
  - 4 投票の効力は、選挙長が代議員のうちから指名した選挙立会人の意見を聴いて決定する。

(無投票当選)

第11条 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数を超えないとき、または超えなくなったときは、投票を行わずに、その候補者をもって、当選者とする。

(選挙を行う日の補欠選挙)

第12条 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数に不足するとき、その選挙を行う日に、**総会**の議決を経て、別段の方法により、補欠選挙を行うことができる。

(会長候補者の必要得票数と当選者の決定)

第13条 会長**候補者**の選挙においては、第9条第1項の投票権者の過半数の有効得票がなければならぬ。

- 2 過半数の得票者がいないときは、多数を得た上位2人を候補者として、再選挙を行う。

(監事の当選者の決定)

第14条 監事の選挙においては、多数の有効投票を得た者から、順次選ぶべき定数までを当選者とする。

- 2 得票数が同じときは、くじで当選者を定める。

(選挙の管理と当選者の確認)

第15条 選挙管理委員は、選挙の行われる日の**総会**に出席して、選挙全般を管理し、当選者を確認するものとする。

- 2 この規程に定める選挙の選挙長は、選挙管理委員会委員長がこれに当たるものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程は、**総会**の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 本規程第1条の選挙に関し、本会が定めていない事項は、選挙管理委員会が処理するものとする。
- 2 平成24年4月1日から施行する。
- 3 社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程（平成9年4月1日施行）は、これを廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成28年3月27日に一部改正し、平成27年12月14日から適用する。